

ステート・ストリート USボンド・オープン(為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/債券/インデックス型

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のホームページに掲載しています。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

＜委託会社＞[ファンドの運用の指図を行う者]

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第345号

＜ファンドに関する照会先＞

ホームページアドレス www.ssga.com/jp

電話番号 03-4530-7333 お問い合わせ時間（営業日）9：00～17：00

＜受託会社＞[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「ステート・ストリートUSボンド・オープン(為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月10日に関東財務局長に提出しており、2025年4月11日にその効力が発生しております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は表紙に記載の「<ファンドに関する照会先>」のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、表紙に記載の「<ファンドに関する照会先>」までお問い合わせください。
- 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

<ファンドの商品分類および属性区分>

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類
追加型	海外	債券	インデックス型

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産 (投資信託証券 (債券))	年12回 (毎月)	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	その他 (ブルームバーグ 米国社債(1-10年) インデックス (円ヘッジベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
 ※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

委託会社:ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

設立年月日:1998年2月25日

資本金:310百万円(2025年1月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:3,777,360百万円(2025年1月末現在)

1.ファンドの目的・特色

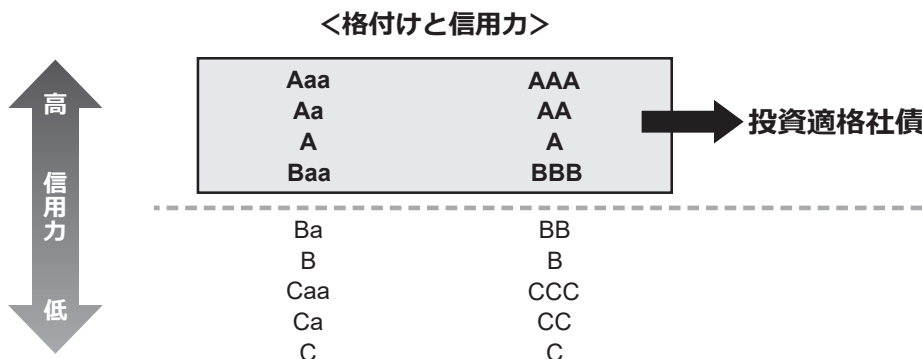
ファンドの目的

当ファンドは、米国の投資適格社債を主要投資対象とした「米国社債インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、また実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行うことにより、ブルームバーグ米国社債(1-10年)インデックス(円ヘッジベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 マザーファンドへの投資を通じて、米国の投資適格社債※に投資します。

※投資適格社債とは主要投資格付け機関による格付けがBBB格相当以上であるものを言います。



- 「米国社債インデックス・マザーファンド」受益証券において、委託会社は運用の指図に関する権限の一部（米国社債等の運用指図）を次の者に委託します。

商 号: ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー

所在地: アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市

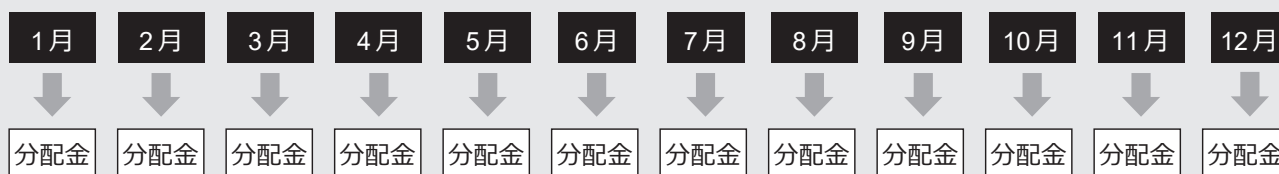
2 ブルームバーグ米国社債(1-10年)インデックス(円ヘッジベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

- ブルームバーグ米国社債(1-10年)インデックスは、正式名称を「Bloomberg US Intermediate Corporate Index」といい、米国の残存期間1年以上10年未満の投資適格社債で構成される債券指数であり、ブルームバーグ米国社債(1-10年)インデックス(円ヘッジベース)を当ファンドのベンチマークとします。
- 投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

3 原則として、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算日に分配を行います。

- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

＜分配のイメージ＞



- 上記はイメージ図であり将来の支払いおよびその金額を保証するものではありません。
- 分配金額については収益分配方針に基づき委託会社が決定します。また分配金が支払われない場合もあります。

4 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

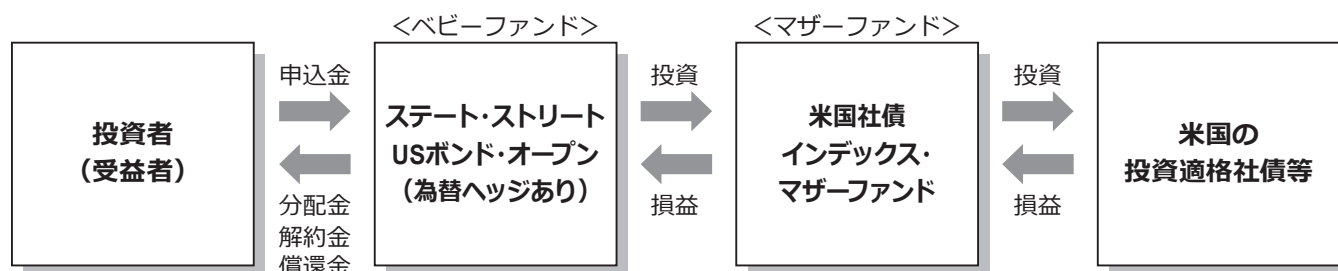
- 為替変動による影響(為替変動リスク)は低減されますがその影響を完全に排除できるものではありません。

5 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

- ファミリーファンド方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み



主な投資制限

1. マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
2. 米国社債の実質投資割合には制限を設けません。
3. 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
4. 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲
分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配対象収益についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用方針
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドの概要

米国社債インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、ブルームバーグ米国社債(1-10年)インデックス(円換算ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	米国社債の投資適格銘柄
投資態度	・ブルームバーグ米国社債(1-10年)インデックス(円換算ベース)をベンチマークとします。 ・厳密な層化抽出法に従って米国クレジット債券市場のエクスポージャーを幅広く確保しつつ、発行体レベルの保守的なリスク管理により発行体の分散最大化に配慮します。 ・米国社債の投資割合は原則として高位を維持します。 ・外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

※投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

追加的記載事項

<分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

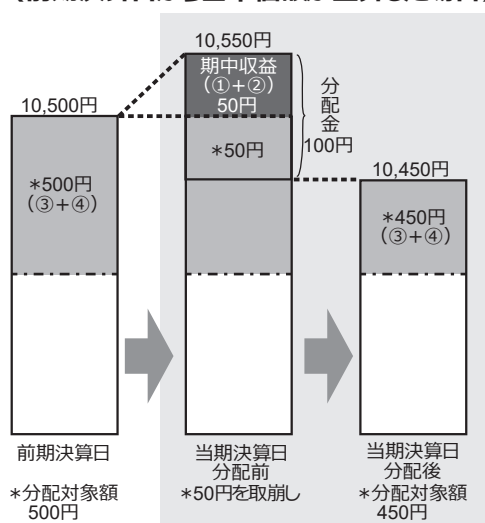
投資信託で分配金が支払われるイメージ



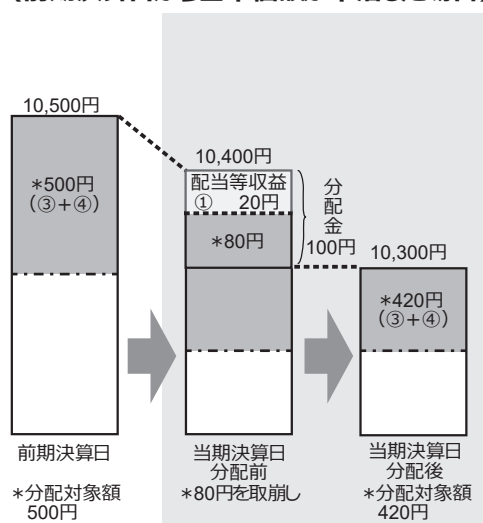
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

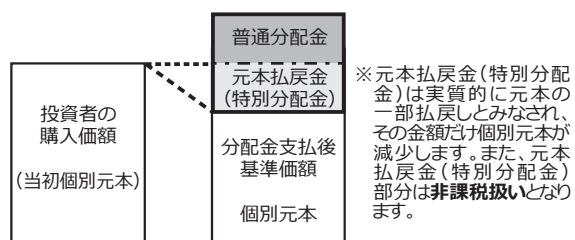


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

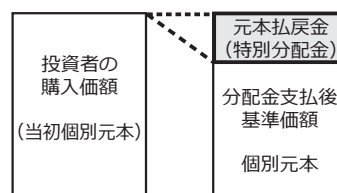
※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

2.投資リスク

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米国社債等に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があります、その運用成果(損益)は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

基準価額の変動要因

金利変動リスク	公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します(価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって公社債等の価格は変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。したがって、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。 また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合(マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む)にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
為替変動リスク	当ファンドは、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。 ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本(円)と投資対象国(ヘッジ対象通貨)の短期金利差に相当します。日本(円)よりも投資対象国(ヘッジ対象通貨)の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

リスクの管理体制

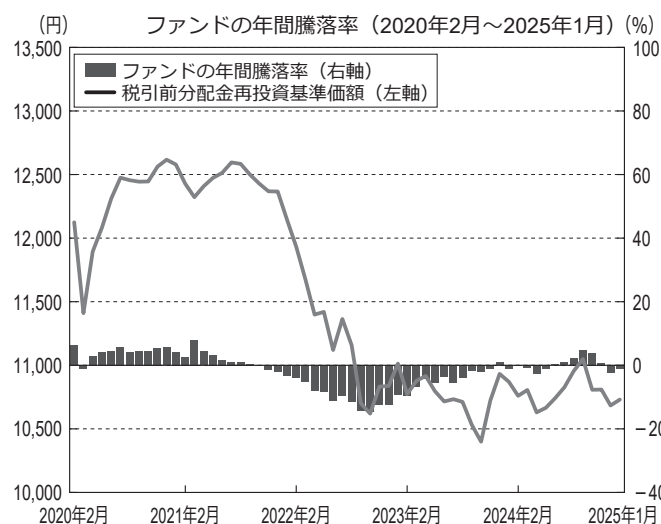
- 運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は2025年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

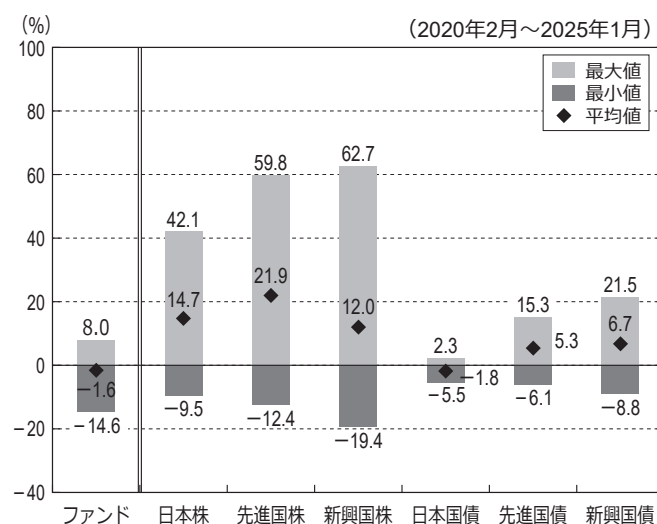
＜参考情報＞代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

＜ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞



＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



- ・上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- ・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ・上記の右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
- ・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。

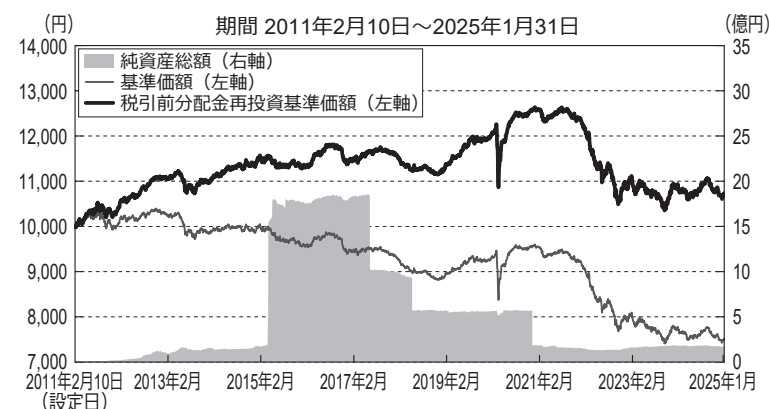
※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

※代表的な資産クラスを表す指数については、最終ページにてご確認ください。

3.運用実績

(2025年1月31日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。分配金再投資基準価額は税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

<基準価額・純資産総額>

基準価額	7,515円
純資産総額	174百万円

分配の推移

決算期	分配金
第161期 (2024年 8月13日)	5円
第162期 (2024年 9月10日)	5円
第163期 (2024年10月10日)	5円
第164期 (2024年11月11日)	5円
第165期 (2024年12月10日)	5円
第166期 (2025年 1月10日)	5円
直近 1 年間累計	120円
設定来累計	3,360円

※分配金は 1 万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

(マザーファンドのデータを表示しています。)

上位10銘柄*

銘柄名	利率	償還日	投資比率
BANK OF AMERICA CORP	3.559%	2027/04/23	0.94%
MORGAN STANLEY	1.512%	2027/07/20	0.90%
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	7.350%	2027/11/04	0.84%
VERIZON COMMUNICATIONS	7.750%	2030/12/01	0.72%
JPMORGAN CHASE & CO	2.963%	2033/01/25	0.68%
HSBC HOLDINGS PLC	6.547%	2034/06/20	0.66%
ING GROEP NV	6.083%	2027/09/11	0.66%
MITSUBISHI UFJ FIN GRP	5.242%	2029/04/19	0.64%
WELLS FARGO & COMPANY	5.389%	2034/04/24	0.63%
NATWEST GROUP PLC	4.892%	2029/05/18	0.63%

※比率はマザーファンド純資産総額対比です。

格付別構成比*

格付	比率
AAA格	0.31%
AA格	4.39%
A格	43.85%
BBB格	51.27%
BB格以下	0.00%

残存年数別構成比*

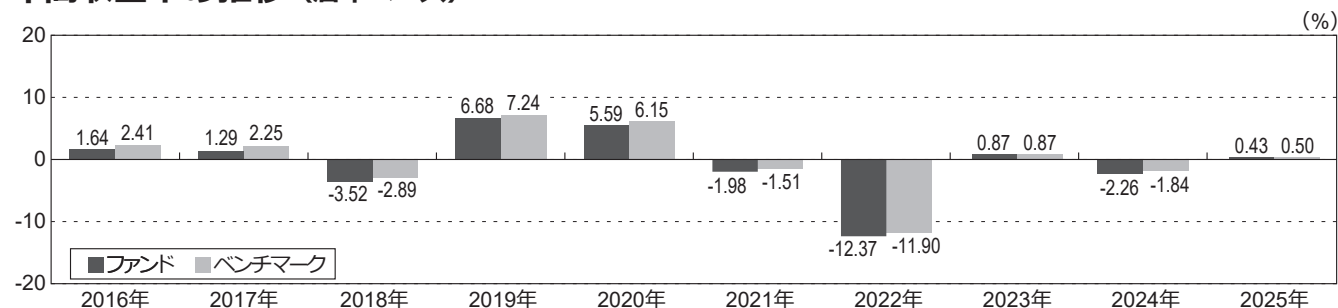
残存年数	比率
1年未満	0.00%
1～3年	31.35%
3～7年	43.68%
7～10年	24.79%
10年以上	0.00%

※比率はマザーファンド純資産総額対比です。

特性値

	ファンド
修正デュレーション(年)	4.05
最終利回り	5.09%
オプション調整後スプレッド	0.74%

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※2025年のファンドとベンチマークの年間収益率は年初から1月末までで算出しています。

※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位にて受付けます。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位にて受付けます。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	原則として、米国の取引所または銀行の休業日
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の毎営業日の午後3時30分までとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 の 申 込 期 間	2025年4月11日から2026年4月10日まで ※当該申込期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。
信 託 期 間	無期限（信託設定日：2011年2月10日）
繰 上 償 還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、受益者のため有利であると認める時、またはやむを得ない事情が発生した時は、償還することがあります。
決 算 日	毎月10日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	年12回の決算時に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。 ※当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	ファンドの信託金限度額は、5,000億円です。
公 告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	1月、7月の毎決算時および償還時に委託会社は交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して提供等を行います。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購 入 時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.2%(税抜2.0%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。 ※購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の事務等の対価です。
換 金 時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.15% の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率0.704%(税抜0.64%)の信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、毎計算期間末(当日が休業日の場合は翌営業日とします。)または信託終了のときに、信託財産中から支払います。 〈信託報酬率の配分(税抜)〉		
	支払先	信託報酬率(年率)	役務の内容
	委託会社	0.25%	委託した資金の運用、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	0.35%	運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	0.04%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
※委託会社が受け取る報酬には、マザーファンドの運用指図に関する一部権限の委託先への報酬が含まれています。			
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査費用 ・信託財産に関する租税 ・信託事務の処理に要する諸費用等		

上記の手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得稅および 地 方 税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金 (解 約) および償還時	所得稅および 地 方 税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2025年1月末現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<参考情報>ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①＋②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.74%	0.70%	0.04%

※対象期間は2024年7月11日～2025年1月10日です。

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。）です。平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

■ベンチマーク(オリジナル指数)

ブルームバーグ米国社債(1-10年)インデックス

「Bloomberg®」およびブルームバーグ米国社債(1-10年)インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited（以下「BISL」）をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下、当社）による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは当社とは提携しておらず、また、ステート・ストリートUSボンド・オープン（為替ヘッジあり）（以下、当ファンド）を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

■「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株：TOPIX(東証株価指数、配当込み)

TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債：NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。